

海外OTAと消費税の処理の問題

前提 10,000 円で客室を販売し、手数料は 20% とする

a 手数料込みで売り上げる場合の処理の現状の認識

売上	¥10,000	手数料	¥2,000	利益	¥8,000
仮受消費税	¥800	仮払消費税	¥160		
合計	¥10,800		¥2,160	納税額	¥640

a 手数料込みで売り上げる場合の処理の現状の認識

売上	¥8,000	手数料	¥0	利益	¥8,000
仮受消費税	¥640	仮払消費税	¥0		
合計	¥8,640		¥0	納税額	¥640

c	今回税務署指導							
	売上	¥10,000	手数料	¥2,160	利益	¥7,840	¥-160 減少	2.0% 減少
	仮受消費税	¥800	仮払消費税	¥0				
	合計	¥10,800		¥2,160	納税額	¥800	¥160 増加	25% 増加

税務署指導の通りだと、手数料が増加することで利益が減少し、納税負担が増える

ポイント 海外OTAは日本に営業実態がないため、消費税の納税義務がない  
 「所在地」が日本にあると解釈されれば、消費税の納税義務が生じるが、契約書の文言などから見て、所在地は日本にないというのが税務署の判断